

第 23 回 定例農業委員会議事録

令和 4 年 6 月 6 日（月）午後 2 時より、市役所本庁舎 8 階 大会議室において、農業委員総会を開催した。

会議の顛末は、次のとおりである。

出席委員（18名）

| | | | | | |
|---|--------|----|-------|----|--------|
| 1 | 河合 稔 | 8 | 清水 峰幸 | 15 | 高木 正美 |
| 2 | 佐竹 静 | 9 | 林 新太郎 | 16 | 日比 育緒 |
| 3 | 棚橋 新一 | 10 | 國枝 義見 | 17 | 辻元 政博 |
| 4 | 岩井 豊太郎 | 11 | 高橋 滋 | 18 | 高橋 美和子 |
| 5 | 森 千尋 | | | 19 | 廣瀬 悦治 |
| 6 | 吉田 和郎 | 13 | 山田 敏治 | | |
| 7 | 傍島 勝美 | 14 | 吉田 幹夫 | | |

欠席委員（1名）

| | | | | | |
|----|-------|--|--|--|--|
| 12 | 石原 幸一 | | | | |
| | | | | | |

その他の出席者（5名）

| | | |
|---------|------|------|
| 守屋事務局長 | 浅野課長 | 小野主査 |
| 竹中事務局次長 | 堀主幹 | |

議案

議案第 5 1 6 号 最適化活動の目標設定について

議案第 5 1 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 5 1 8 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 5 1 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

報告第 2 2 号 農地法第 4 条、第 5 条の規定による届出関係、その他報告事項について

議長 ただいまから、第23回定例農業委員会を始めたいと思います。
本日の議事録署名者に、9番 林委員、10番 國枝委員の両名の方
にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議がないようですので、ご両名の方をお願いしたいと思います。
では、ただ今から議案審議にはいります。

議案第516号、最適化活動の目標設定について、を議題に供します。
事務局説明願います。

堀主幹 議案第516号、最適化活動の目標設定について、説明させていただきます。

最適化活動の目標設定等につきましては、農業委員会に関する法律第
6条第2項の規定による最適化活動の透明性を確保するため、取り組む
こととされたものでございます。

右上に「別紙様式1」と書いてある「令和4年度最適化活動の目標の
設定等」をご覧ください。

1ページ目は、令和4年4月1日現在の農業委員会の状況が記載され
ております。

1 農業委員会の現在の体制につきましては、現在の農業委員、推進
委員の人数を記載しております。

2 農家・農地等の概要につきましては、農林水産省のホームページ
等から、数値を記載しております。

2ページをご覧ください。

1 最適化活動の成果目標から簡単に説明させていただきます。

(1) 農地の集積についてですが、②の目標をご覧ください。

今年度の新規集積面積としまして、5ヘクタールを目標に掲げ
ております。

今後も、毎年計画を策定していく中で、初年度ということも
ございまして、あまり高い数値を掲げておりません。

(2) 遊休農地の解消ですが、②の目標をご覧ください。

令和3年度の遊休農地面積11.9ヘクタールのうち、新規に
発生した遊休農地3.3ヘクタールを重点的に解消目的として掲

げております。

3ページをご覧ください。

(3) 新規参入者の促進についてですが、②の目標をご覧ください。

新規参入者への貸付に関する面積として、平成28年度から平成30年度における、農地の権利移動があった面積の平均13.6ヘクタールの1割、1.4ヘクタールを目標に掲げております。

続きまして、2 最適化活動の活動目標について簡単に説明させていただきます。

- (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、実はここが一番重要なのですが、1人当たりの活動日数について、月10日を目標としておりますが、委員のみなさまにおかれましては、月13日以上活動及び活動記録簿の記入をお願いします。
- (2) 活動強化月間の設定目標につきましては、例年同様、7月、8月及び11月を主に農地パトロールの強化月間として目標に掲げております。
- (3) 新規参入相談会への参加目標につきましては、先月、県ふれあい会館で開催された「ぎふアグリチャレンジフェア」に、高橋 美和子農業委員と稲川 芳樹推進委員が参加されましたので、目標クリアとなっております。

本日、ご承認いただけましたら、当計画を岐阜県に提出します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第517号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第517号 農地法第3条関係申請明細について、説明させていただきます。

6件提案されております。今回、提案されております申請はいずれも、

農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

- 1番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、2, 768㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 2番、所有権移転によります、田、806㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 3番、所有権移転によります、田、宅地（現況：畑）、畑、6筆合わせて、4, 194.46㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲、野菜及び果樹の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 4番、所有権移転によります、田、251㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。
- 5番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、1, 506㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

2ページをお願いします。

- 6番、所有権移転によります、田、畑、4筆合わせて、6, 349㎡で、規模拡大でございます。取得後は水稲及び野菜の栽培が行われる予定です。取得後は効率的に利用されるものと認められます。

議長

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

続きまして、議案第518号、農地法第4条の規定による許可申請に

ついて、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第518号 農地法第4条関係申請明細について、説明させていただきます。

2件提案されております。

1番、田、757㎡のうち344㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。許可項目は、「農業の振興に資する施設への転用」に該当します。

2番、畑、1,099㎡のうち80㎡で、農業用倉庫でございます。農地の区分は、申請に係る農地の概ね300m以内に鉄道の駅が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「異議なし」の声)

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

議案第519号 農地法5条の規定による許可申請について、を議題に供します。事務局説明願います。

堀主幹 議案第519号 農地法第5条関係申請明細について、説明させていただきます。

3件提案されております。

1番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、1,638㎡で、アルミ原料再製業駐車場及び資材置場でございます。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、第2種農地と判断します。許可区分は、「申請に係る農地でなければ、事業の目的を達成できない転用。」に該当します。

2番、所有権移転によります、宅地（現況：畑）、125.61㎡で農家住宅（自宅への進入路・庭）でございます。農地の区分は、住宅若しくは事業の用に供する施設が連たんする区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。

3番、使用貸借権によります、田、251㎡で、分家住宅でございます。農地の区分は、農地の区分は、申請に係る農地の概ね300m以内に鉄道の駅が存在する区域の農地であり、第3種農地と判断します。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

（「異議なし」の声）

ご意見もございませんようですので、原案どおり承認することにいたしまして、次に移らせていただきます。

報告第23号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、事務局より報告願ひます。

小野主査 報告第23号農地法第4条、第5条の規定による届出関係、その他報告事項について、説明させていただきます。

事務局長専決により、専決処分しました案件について、ご報告させていただきます。

3ページをお願いします。

農地法第4条関係届出明細については、6件申請されています。

1番、畑、305㎡で、一般個人住宅でございます。

2番、田、955㎡で、共同住宅でございます。

3番、田、451㎡で、共同住宅でございます。

4番、畑、99㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

5番、田、15㎡で、一般個人住宅（庭）でございます。

6番、田、122㎡で、一般個人住宅（駐車場）でございます。

4ページをお願いします。

農地法第5条関係届出明細については、17件申請されています。

7番、所有権移転によります、田、269㎡で、鉄鋼版加工業駐車場
でございます。

8番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、505㎡で、分譲
住宅でございます。

9番、所有権移転によります、田、800㎡で、共同住宅ございま
す。

10番、所有権移転によります、田、813㎡で、共同住宅ござい
ます。

11番、所有権移転によります、畑、604㎡で、一般個人住宅でござ
います。

5ページをお願いします。

12番、所有権移転によります、畑、199㎡で、一般個人住宅でござ
います。

13番、所有権移転によります、畑、330㎡で、一般個人住宅でござ
います。

14番、所有権移転によります、田、3筆合わせて、577㎡で、一
般個人住宅でございます。

15番、所有権移転によります、畑、2筆合わせて、360㎡で、一
般個人住宅でございます。

16番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、344㎡で、分
譲住宅でございます。

6ページをお願いします。

17番、所有権移転によります、田、423㎡で、清掃業事務所でござ
います。

18番、所有権移転によります、田、990㎡で、共同住宅ございま
す。

19番、所有権移転によります、田、995㎡で、建売分譲でござい
ます。

20番、所有権移転によります、田、307㎡で、共同住宅ございま
す。

21番、所有権移転によります、田、376㎡で、一般個人住宅(庭・

駐車場)でございます。

22番、所有権移転によります、田、2筆合わせて、960㎡で、分譲住宅でございます。

23番、所有権移転によります、田、801㎡で、飲食業駐車場でございます。

続きまして、農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願について、説明させていただきます。

7ページをお願いします。

農地の相続税納税猶予制度に係る継続証明願については、3件申請されています。

3年毎に納税猶予の継続届出書を税務署に提出することとなっておりますので、継続証明願いが申請されているものです。

申請されております方について、農地の現在の管理状況を確認致しましたところ、適正に管理され、引き続き耕作が行われる見込みのある方でございます。

24番、田、406㎡でございます。

25番、田、4,719㎡でございます。

26番、田、1,126㎡でございます。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出明細について、説明させていただきます。

農地法第3条の3第1項の規定による届出明細については、27件届出されています。

農地法の改正に伴い、相続などによる権利取得については、農地法の許可を要しない代わりに、権利取得者が農業委員会に届出をしなければならず、届出がなされたものでございます。

(相続、包括及び特定遺贈、遺産分割、時効取得、法人の合併、分割)

27番、田、畑、3筆合わせて、445㎡でございます。

28番、田、畑、9筆合わせて、6,683㎡でございます。

29番、畑、田、3筆合わせて、608㎡でございます。

30番、田、2筆合わせて、1, 667 m²でございます。

8ページをお願いします。

31番、田、畑、10筆合わせて、5, 075 m²でございます。

32番、田、畑、4筆合わせて、3, 434 m²でございます。

33番、田、畑、4筆合わせて、2, 560 m²でございます。

34番、田、2筆合わせて、1, 115 m²でございます。

35番、畑、田、6筆合わせて、4, 465 m²でございます。

9ページをお願いします。

36番、田、畑、6筆合わせて、6, 871 m²でございます。

37番、田、177 m²でございます。

38番、田、145 m²でございます。

39番、畑、208 m²でございます。

40番、畑、田、2筆合わせて、340 m²でございます。

41番、田、畑、6筆合わせて、4, 587 m²でございます。

42番、畑、1, 356 m²でございます。

43番、畑、田、2筆合わせて、2, 932 m²でございます。

10ページをお願いします。

44番、田、1, 487 m²でございます。

45番、田、宅地（現況：畑）、15筆合わせて、11, 027. 46 m²でございます。

46番、畑、田、5筆合わせて、4, 494 m²でございます。

47番、宅地（現況：畑）、田、畑、25筆合わせて、

10, 211. 04 m²でございます。

11ページをお願いします。

48番、田、2筆合わせて、656 m²でございます。

12ページをお願いします。

49番、田、6筆合わせて、1, 348 m²でございます。

50番、田、畑、7筆合わせて、5, 117㎡でございます。

51番、田、畑、10筆合わせて、4, 340㎡でございます。

52番、田、畑、8筆合わせて、7, 649㎡でございます。

13ページをお願いします。

53番、田、436㎡でございます。

続きまして、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断については、1件申請されています。

農地法第30条第1項に規定する利用状況調査により、次の農地について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたので、ご報告させていただきます。

54番、現況、山林、1, 909㎡でございます。

当該地は、以前から、山林の様相を呈しており、既に農地性が失われているとの申請がありました。(※登記地目はいずれも畑)

非農地判断しました農地について、本委員会にて報告するとともに、当該農地の所有者及び関係機関に対して通知を行います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

高木委員 ただ今の、事務局の説明に対して補足します。

令和4年5月24日に、代理人である行政書士の案内で、私と、桐山農地利用最適化推進委員及び事務局が現地に赴き、現地が山林であることを確認し、農地に該当しないと判断しました。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご質問ございませんか。

(「なし」の声)

ただいま報告いたしましたとおり、専決処分をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

これもちまして、本日の農業委員会を終わらせていただきます。

次回の開催日は、7月5日（火）午後2時となっておりますので、よろしくお願ひいたします。どうもご苦勞さまでございました。

午後2時20分閉会

上記のとおり、記載に相違ないことを証明し、ここに署名する。

令和4年6月6日

議長

議長（会長）

岩井豊太郎

議事録署名者

林 新太郎

議事録署名者

國枝義見

12